

令和8年度 第1回春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会

日時： 令和8年6月 2日(火)

午後6時30分から

場所： 春光台公民館1階講座室

【次 第】

1 開 会

2 市民生活部長挨拶

3 検討事項

(1) 会議の運営方法について

ア 会長選出

(2) 春光台・鷹の巣地域のまちづくりの検討と推進について

ア 春光台・鷹の巣まちづくり推進プログラムについて

イ 年間スケジュールについて

ウ 令和8年度 5事業の活動について

(3) その他

5 閉 会

【配付資料】

- ・資料1 春光台・鷹の巣まちづくり推進プログラム
- ・資料2 春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会 年間スケジュール
- ・資料3 令和8年度5事業の活動計画

「春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会」委員名簿

(五十音 敬称略)

氏名	ふりがな	備考
秋元 詠子	あきもと えいこ	春光台公民館運営理事会
伊林 幸夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
上森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
大久保 義隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
小原 陽一	おばら よういち	春光台商工振興会
倉持 しのぶ	くらもち しのぶ	旭川工業高等専門学校
佐藤 朋子	さとう ともこ	公募委員
高綱 智美	たかつな ともみ	春光台中学校
橋本 勝守	はしもと まさもり	春光台地区民生委員児童委員協議会
早坂 祐司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地域包括支援センター
日向 透	ひなた とおる	公募委員
水野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
宮上 憲之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
宮下 靖広	みやした やすひろ	旭川実業高等学校
山本 幹夫	やまもと みきお	ふくふく家族の会
山本 勝幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
横山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会

【事務局:春光台公民館】

・若林 徹 ・藤村 護 ・高橋 修

【市民生活部 まちづくり協働課】

まち協担当者	阿部 幸一
--------	-------

07 春光台・鷹の巣まちづくり推進プログラム

地域目標

笑顔と優しさに満ちあふれ みんなが安心して暮らせる春光台
～ ふるさと愛を育む、地域の絆づくり ～

※参考 都市計画マスタープラン
(H29.2改訂)地域づくりの目標

・北地域(春光台・鷹の巣地区を含む)
～自然環境と調和する地域づくり
～歴史と文化が生活の身近に感じられる地域づくり
～福祉施設の集積を生かした安心して生活できる地域づくり
～大規模施設の跡地を活用した更新型の地域づくり
～人・物・情報の交流を活発化する地域づくり

1 地域の特性

- 春光台の丘陵地とその斜面は広大な緑の空間となっており、市民の野外活動やレクリエーション、自然とのふれあいの場となっている。
- 住宅地域に隣接して福祉施設が整備され、また、旭川工業高等専門学校が立地しているなど、教育及び福祉関連の施設が集まっている。
- 季節風の影響もあり、冬期の降雪量が多く、気温も低い。

2 地域の基本情報

- 人口 10,877人 [12位]
- 世帯数 6,093世帯 [12位]
- 0～14歳人口 8.7% [13位]
- 15～64歳人口 52.8% [10位]
- 65歳以上人口 38.5% [5位]
- 町内会加入率 74.4% [1位]
- 町内会数 30町内会
- 市民委員会数 2地区
(春光台、鷹の巣福祉村)
- 地域包括支援センター 1施設
(春光・春光台)
- 地区社会福祉協議会 2地区
(春光台、鷹の巣福祉村)
- 民生委員・児童委員協議会 1地区
(春光台)

主な市有施設	市全域を対象とした施設	
	主に地域住民対象とした施設	春光台地区センター
	文化・スポーツ施設	春光台公民館
子育て教育施設	小・中学校	高台小 春光台中
	高校・大学 特別支援学校	旭川工業高等専門学校 旭川実業高校 北海道旭川養護学校
安全安心の心施設	警察署・消防署	春光台交番
	消防団	第27分団
	除雪センター	春光・春光台・鷹の巣
地域の特徴的な施設		春光台配水場、地域交流ホームYou

※ 数値は、令和7年4月1日現在

※ 順位は、15地域中で数値が大きいほうを上位とする

3 地域資源と特色のある取組

■ 地域資源

- 春光台公園 ●宝くじ公園 ●春光台配水場 ●景観(春光台公園・眺望の丘・鷹栖末広通)
 ●福祉村・北海道療育園 ●千代の山公園(市民プール) ●鷹栖神社 ●自然生態系
 ●三浦綾子文学ゆかりの地(「道ありき」の舞台) ●縄文遺跡(萩ヶ丘遺跡, 春光台遺跡, 末広7遺跡等)

4 地域の現状と課題解決のための取組・市への要望等

■ 福祉, 子育て, 健康づくり, 地域の支え合いの強化

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況
地域で子どもを育む意識の向上(全域)	【R8・優先事項】 通学時の子どもの見守り	○(R4~)
	【R8・優先事項】 地域食堂(子ども食堂)での交流	○(R6~)
行方不明者等への対応, 春光台SOS安心ネットワークの強化(全域)	表示板設置等による早期発見, 活動周知, 捜索活動訓練の実施(全域)	○(H27~)
	【R8・優先事項】 春光台未来プロジェクト実施(全域)	○(R2~)
単身高齢者世帯 要支援者世帯の孤立対策 除雪対策(対象世帯の増加)(全域)	【R8・優先事項】 地域食堂(子ども食堂)での交流	○(R6~)
	【R8・優先事項】 助け合いネットワークづくり(全域) (地域内交通の検討など)	
	安心見守り事業(全域)	○
	除雪事業(全域)	○
	助け合いネットワークづくり(全域)	
高齢者の憩い・交流の場の設置, 参加するための移動手段の確保(全域)	ふれあいサロン事業(全域)	○
健康寿命の延長(高齢者の増加)(全域)	スポーツ活動による健康の増進(全域)	○(H24~)
福祉施設から住民へのPR, 情報提供(全域)	健康ウォーキングの内容充実(名所をコースにする等)	
	居場所サロン等の開催による福祉村のPR	
子育てしやすい環境整備(全域)	育児・子育てサークルのPR(全域)	
	サロン事業・子育て支援の充実(全域)	○
	子どもの遊び場の創設(全域)	

■ 教育, 文化, スポーツ振興

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況
子どもの食育	【R8・優先事項】 地域食堂(子ども食堂)での食体験	○(R6~)
	【R8・優先】 自身で育てた作物を食する体験	○(R4~)
千代の山公園プールの魅力向上(老朽化)		
健康運動の推進(全域)	軽スポーツ活動の実施・普及啓発(全域) 春光台・鷹の巣パークゴルフ同好会の活動充実	○(H24~)
文学遺産の知名度向上(全域)	春光台公園と文学碑, 三浦綾子文庫の紹介 彫刻の森の活用	
文学遺産の知名度向上(全域)	三浦綾子文学「道ありき」の舞台である春光台の坂に係る情報収集・調査研究・坂の名称公募等による魅力向上の取組	○
歴史遺産の伝承・保全(全域)	縄文遺跡(萩ヶ丘遺跡, 春光台遺跡, 末広7遺跡等)の再発見と周知啓発	

■ 特色のある取組

- フラワーロード事業(春光台及び鷹の巣福祉村地区市民委員会) ●総合型地域スポーツクラブ(高台チャレンジクラブ)
- 行方不明者等捜索支援(春光台SOS安心ネットワーク) ●イルミネーション点灯事業(あかりロード友の会)
- 福祉施設入居者の地域づくり参加(鷹の巣福祉村地区市民委員会)
- 指定管理者制度による春光台公民館の地域運営(春光台公民館運営理事会)
- 景観に配慮した環境保全型のまちづくり(鷹の巣福祉村環境懇話会)
- 地域の祭(春光台雪まつり, 鷹の巣福祉村フェスティバル, ふるさと春光台まつり, 地区センターまつり)
- 地域総ぐるみの交通安全活動(春光台及び鷹の巣福祉村地区交通安全協会)

実施 主体	備 考	市への要望・地域からの提案
子ども支援実行委員会		
春光台SOS安心ネットワーク		
春光台SOS安心ネットワーク 春光台学校運営協議会		
春光台, 鷹の巣福祉村地区市民委員会 春光台, 鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会 春光台, 鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会		
春光台, 鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会 高台チャレンジクラブ		
春光台地区民生委員児童委員協議会 春光台地区社会福祉協議会		

実施 主体	備 考	市への要望・地域からの提案
春光台畑づくりプロジェクト		
高台チャレンジクラブ		

■ 地産地消, 商店街の振興, 魅力発信, 賑わいづくり

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況
春光台産農作物の魅力向上	【R8・優先事項】 農作業・自然体験	○(R4~)
千代の山公園, 冬場の活用	冬期大チューブ滑り台の整備	
春光台公園の魅力向上	春光台公園を利用した各種事業の展開	
地域の魅力向上(全域)	フラワーロードのあるシンボル道路づくり	

■ 基本的な生活環境の確保, 環境保全, 事故・犯罪の防止, 防災

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況
市営住宅跡地利用(防犯灯が無くて暗い)		
子どもの安全確保(全域)	こども110番の充実(登下校の見守り等)	○
冬期間の除排雪に係る課題の克服(降雪量多, 道路狭く, 交通が不便)(全域)	除雪マナー徹底のため, 除雪パトロールの実施	○
目印となる物が少なく現在地(住所)の把握が困難(全域)	道路等に目印となる標識等の設置(ゴミステーションに住所地表示板を設置)	○(H30)
ごみの不法投棄問題, 残しておきたい自然(川, 魚など)(全域)	エコチャレンジCLEANGOの開催	○(R4~)
交通の便が悪い(全域)		
植物保護に向けた環境整備(全域)	陸上自衛隊近文台演習地内の座禅草水芭蕉等の植物保護に向けた周知啓発と限定的な見学の実施	○(R1~)

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化(世代間交流)

地域で認識している諸課題(地域の課題)	課題解決の取組・魅力づくり	実施状況
【共通課題】 ●人口減少・少子高齢化		
●町内会等の担い手不足 ●個人情報の把握		
高齢化による町内会弱体化への対応(全域)		
祭りや若い親子は多いが企業は少ない(全域)		
世代間交流の機会	【R8・優先事項】 地域食堂(子ども食堂)での交流	○(R6~)
郷土愛育成	【R8・優先事項】 未来を見据えた地域づくり 夢あかり(アイスキャンデルの取組)	○(R2~)
サロン事業(集う場)による世代間交流が必要(全域)	【R8・優先事項】 地域の歴史や自然環境の学習	○(R4~)
	春光台地区と鷹の巣福祉村地区の交流事業の実施	○

実施 主体	備 考	市への要望・地域からの提案
春光台畑づくりプロジェクト		

実施 主体	備 考	市への要望・地域からの提案
各小中学校PTA 地域住民		
地域住民		
春光台SOS安心ネットワーク		
春光台未来プロジェクト実行委員会		
春光台、鷹の巣福祉村地区市民委員会 春光台の自然を考える会 春光台商工振興会		

実施 主体	備 考	市への要望・地域からの提案
春光台未来プロジェクト 春光台、鷹の巣福祉村地区市民委員会		
春光台畑づくりプロジェクト		
春光台、鷹の巣福祉村地区市民委員会		

5 過去の取組

実施年度	取組・テーマ	実施主体	主な内容
H24	健康ウォーキング週間及び春光台ウォーキングマップの作成・配布	高台チャレンジクラブ	住民の健康増進を目的に健康ウォーキング週間を実施するとともに、地域特性をウォーキングを通して楽しむウォーキングコースマップを作成し、地区市民委員会を通じて全戸配布した。 ※以降、高台チャレンジクラブにて、毎年、同マップを活用した健康ウォーキングが実施されている。
H25 R5	防災心得の作成・配布	春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会	住民の防災意識向上を目的に、地震・水害・土砂崩れなど様々な災害に対応するための冊子「防災心得」を消防本部の協力を得て作成し、地区市民委員会を通じて全戸配布した。
H26～ H29	高台通学合宿の開催	高台通学合宿実行委員会	高台小学校4～6年生を対象に規則正しい生活習慣等の習得を目的として、春光台公民館から高台小学校へ通学する通学合宿事業を地域住民・公民館・行政の連携により実施した(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として中止)。 ※毎年、夏季休暇明けの8月下旬に、小学生約20名を対象に実施
H26～R1	多世代ふれあい交流会の開催	多世代ふれあい交流会実行委員会	世代間の交流を深め住民間の絆を育むとともに、地域の公共交通や防災を検討することを目的として、様々な世代、団体が参加するイベントを開催した(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として中止)。 ※毎年、10月下旬に約200名規模で実施
H27	行方不明者捜索用地図の作成	春光台SOS安心ネットワーク	行方不明者の早期発見を図ることを目的として、春光台SOS安心ネットワークが実施する行方不明者の捜索活動に活用するための、捜索専用の地図を作成した。
H29～R1	子ども居場所の設置・運営	「子ども支援」実行委員会 (R2に「子ども居場所事業」→「子ども支援」に変更)	春光台地区及び鷹の巣福祉村地区に住む小学生及び中学生を対象に、元教員等が放課後に学習を支援する「子ども居場所」を設置・運営(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として中止)。
H30	行方不明者捜索時の現在地把握用住所地表示板の作成・設置	春光台SOS安心ネットワーク	行方不明者の早期発見を図ることを目的として、現在地の把握を容易にする専用の住所地表示板を作成し、地域住民が頻繁に利用する各町内会のゴミステーションに設置した。
R2	「道ありき」春光台における足跡「坂」の名称公募及び目印の作成	「道ありき」春光台における足跡「坂」の名称公募実行委員会	地域に関わりの深い作家である三浦綾子作品「道ありき」を通して、地域住民の春光台地域に対する郷土愛を育むことなどを目的に、同作品の舞台になったと思われる坂道の名称を春光台地域の学校に通学する児童生徒や地域住民に公募し、名称を記した目印を作成した。
R4～R5	災害時要支援者の避難実施訓練事業	多世代ふれあい交流会実行委員会	大停電を想定し、自力では避難できない或いは困難である要支援者の避難及びその支援のための訓練を実施

6 地域まちづくり推進協議会の周知・広報

- 市ホームページ内の掲載及びまちづくり推進協議会NEWS（速報版・事業編）の地域内施設への掲示等により周知・広報を行っている。

・春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会ホームページアドレス

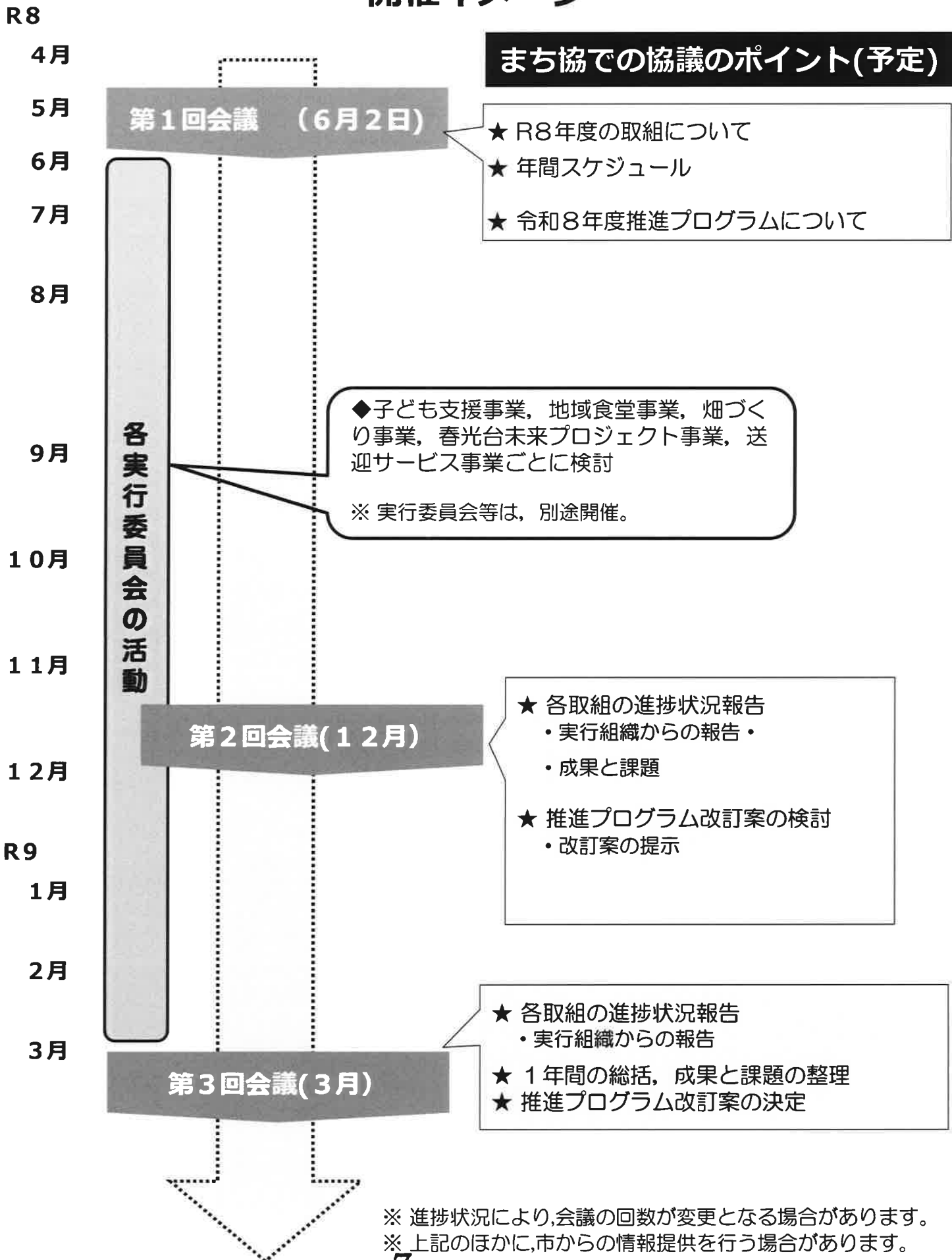
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/408/machikyou/d063406.html>

・QRコード



令和8年度 春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会

開催イメージ



春光台・鷹の巣地域 令和8年度活動計画

令和8年4月

春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会

1 春光台・鷹の巣地域のまちづくりの地域目標

**笑顔と優しさに満ちあふれ みんなが安心して暮らせる春光台
～ ふるさと愛を育む，地域の絆づくり ～**

2 解決すべき地域課題

■ 福祉，子育て，健康づくり，地域の支え合いの強化

- 地域で子どもを育む意識の向上 (①)
- 単身高齢者世帯、要支援者世帯の孤立対策 (②)
- 行方不明者等への対応、春光台 SOS 安心ネットワークの強化 (③)

■ 教育，文化，スポーツ振興

- 子どもの食育 (④)

■ 地産地消、商店街の振興、魅力発信、賑わいづくり

- 春光台産農作物の魅力向上 (⑤)

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化（世代間交流）

- 世代間交流の機会 (⑥)
- 郷土愛育成 (⑦)
- サロン事業による世代間交流が必要 (⑧)

3 令和8年度事業計画（包括型まちづくり事業補助金）

春光台・鷹の巣地域の課題解決に向けて、令和8年度に取り組む事業は、次のとおりとする。

【事業計画】

実施時期	事業名	実施団体	実施内容	事業費 (うち補助金)
4月 ～ 3月	子ども支援事業	子ども支援実行委員会	春光台中学校生徒及び高台小学校児童の登下校時の見守り及び挨拶習慣の育成 ※地域課題①に対応	20千円 (20千円)
4月 ～ 3月	春光台未来プロジェクト事業	春光台未来プロジェクト実行委員会	小中学生の取組から春光台の未来を考える ※地域課題③⑦に対応	120千円 (120千円)
4月 ～ 3月	畑づくりプロジェクト推進事業	春光台畑づくりプロジェクト実行委員会	畑づくりを通じて収穫までの世話や食べ物大切さを世代間の交流の中で学ぶ ※地域課題②④⑤⑧に対応	60千円 (60千円)
4月 ～ 3月	春光台地域食堂事業	春光台地域食堂実行委員会	協力して食事をつくることで世代間交流を促進する ※地域課題①②④⑥に対応	180千円 (180千円)
4月 ～ 3月	送迎サービス事業	送迎サービス実行委員会	高齢者で公民館、地区センター、病院、商業施設などに通うことが困難な方への送迎サービスを行う ※地域課題②に対応	20千円 (20千円)
	計5事業			400千円 (400千円)

※詳細は別紙のとおり。

【包括型まちづくり事業補助金】

各事業の実施に当たっては、引き続き、地域活動計画に基づく包括型まちづくり事業補助金を活用する。

なお、全体計画及び事業調整を担う組織として設置した、『春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会』において、各事業及び実施団体の連携を図り、地域住民や活動団体が一体となった地域づくりを推進する。

「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた各種事業を束ねる体制を構築し、地域内の横連携を促進するとともに、多様化する地域課題に柔軟かつ計画的に実行することにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 活動計画の作成、各種事業の企画・実施及び総括・事業調整
- (2) その他、目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会の所管区域において、市民委員会等の住民組織または活動団体の長及びその団体に所属している者
- (2) 協議会の意見を踏まえた各種事業を実施している団体の長及びその団体に所属している者
- (3) 委員会が特別に認めた者

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を総括するとともに、会議の進行を担う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は会長が行う。

- 2 会議の開催は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、

委任状をもって出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

(経費)

第9条 委員会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計事務は、事務局が担当する。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、会議を招集してこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成30年2月23日から施行する。

2 委員会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の3月31日までとする。

令和8年度 春光台・鷹の巣まちづくり実行委員会委員名簿

役職	氏 名	ふ り が な	所 属 団 体
会 長	上 森 茂	うえもり しげる	春光台地区市民委員会
副会長	小 原 陽 一	おばら よういち	春光台商工振興会
監 事	大久保 義 隆	おおくぼ よしたか	高台チャレンジクラブ
会 計	横 山 孝	よこやま たかし	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	秋 元 詠 子	あきもと えいこ	春光台公民館運営理事会
委 員	伊 林 幸 夫	いばやし ゆきお	春光台地区社会福祉協議会
委 員	山 本 勝 幸	やまもと かつゆき	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	宮 上 憲 之	みやかみ のりゆき	社会福祉法人北海道療育園
委 員	水 野 浩	みずの ひろし	旭川市消防団第27分団
委 員	早 坂 祐 司	はやさか ゆうじ	春光・春光台地区包括支援センター
委 員	高 綱 智 美	たかつな ともみ	春光台中学校
委 員	宮 下 靖 広	みやした やすひろ	旭川実業高等学校
委 員	倉 持 しのぶ	くらもち しのぶ	旭川工業高等専門学校
委 員	橋 本 勝 守	はしもと まさもり	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	山 本 幹 夫	やまもと みきお	ふくふく家族の会
委 員	日 向 透	ひなた とおる	公募委員
委 員	佐 藤 朋 子	さとう ともこ	公募委員

【事務局：春光台公民館】

若 林 徹 藤 村 護 高 橋 修

令和8年度子ども支援(見守り・声掛け)事業実施計画

令和8年4月1日
子ども支援実行員会

1 目的

- ・登下校の子どもたちを守るとともに、地域の人との関わり合いを通して、子どもたちに、社会性を身につけてもらい、自分たちが地域の中でかけがえのない存在であることを自覚してもらう。
- ・登下校時の子どもたちとの「あいさつ」や「声かけ」を通して、地域社会の中で人々が気軽に「あいさつ」を交わせるきっかけを作る。

2 実施内容

(1)交通安全週間にあわせた登校時の街頭指導

(2)街頭指導に関する啓蒙活動

- ①地域団体及び小中学校児童会・生徒会によるポスター作成
- ②地域及へのチラシ作成
- ③地域へのポスター掲示
- ④町内会へのチラシ回覧

3 街頭指導

(1)実施日

【第1回】

4月 7日(火), 8日(水), 9日(木)
10日(金), 13日(月), 14日(火), 15日(水)(1名2日間以上)

【第2回】

7月13日(月), 14日(火), 15日(水), 16日(木)
17日(金), 21日(火), 22日(水)(1名2日間以上)

【第3回】

9月24日(木), 25日(金), 28日(月)
29日(火), 30日(水)(1名2日間以上)

【第4回】

11月13日(金), 16日(月), 17日(火)
18日(水), 19日(木), 20日(金)(1名2日間以上)

(2)時間

- ①春光台地区 7時40分～8時05分
- ②鷹の巣福祉村地区 7時30分～7時45分

(3)場所(地図参照)

- ①春光台地区 7カ所(地図1～7番と10番)
- ②鷹の巣福祉村地区 2カ所(地図8～9番)

(4) 集合場所

- ① 春光台地区 ふじスーパー(地図2番)
- ② 鷹の巣福祉村地区 セイコーマート(地図8番)

(5) 街頭指導時の上着

子ども支援実行委員会の黄色の上着を着用してください。
旗は交通安全協会からお借ります。

(6) 実行委員の実施日調査

実行委員は、街頭指導を行う日と場所を別紙「街頭指導実施日調査」に記入して、第1～4回目の街頭指導開始の10日前までに事務局にご提出ください。

4 ポスター作成

(1) 作成団体

旭川市立春光台中学校生徒
春光台地区市民委員会、鷹の巣福祉村地区市民委員会
春光台地区交通安全協会、鷹の巣福祉村地区交通安全協会
旭川市立高台小学校児童会

(2) 作成内容

- ・本事業の目的をお知らせするような内容で、各団体で自由に作成する。
- ・ポスター内に、「春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会子ども支援実行委員会」を必ず明記する。

(3) 作成方法

- ・春光台中学校の生徒が4月の街頭指導に合わせて作成
 - ・ポスター作成に協力できる団体は、作成。
- ※昨年度は春光台地区交通安全協会と春光台中学校パソコン部が作成

(4) 提出期日

- ・春光台中学校は4月1日(火)までに作成したポスターを事務局に提出する。
- ・ポスター作成に協力できる団体は、作成完了時に事務局に提出。

5 チラシ作成

(1) 作成内容

- ・本事業の目的を町内会の会員及び小中学校の児童・生徒に知らせる。
- ・チラシ内に、「春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会子ども支援実行委員会」を必ず明記する。

(2) 担当者

地域向け: 菊地会長

6 事業期間

令和8年4月6日～令和9年3月31日

① 「子ども支援」事業

令和8年度事業収支予算書

(収入)

(単位:円)

区分	金額	内容
補助金	20,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	20,000	

(支出)

(単位:円)

区分	金額	内容
事務消耗品費	10,000	用紙代, 印刷代 ほか
活動用品費	10,000	街頭指導に関わる用品
計	20,000	

令和8年度 子ども支援実行委員会委員

役職	氏 名	所 属 団 体
会 長	菊 地 美美恵	春光台公民館運営理事会
副会長	小 原 陽 一	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	高 網 智 美	旭川市立春光台中学校
委 員	伊 林 幸 夫	春光台地区社会福祉協議会
委 員	上 森 仲 子	春光台地区民生委員児童委員協議会
委 員	大久保 義 隆	高台チャレンジクラブ
委 員	水 野 浩	旭川市消防団第27分団
委 員	山 本 勝 幸	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	池 田 隆 二	鷹の巣福祉村地区交通安全協会
委 員	秋 元 詠 子	春光台地区市民委員会
委 員	多 田 利 明	春光台地区市民委員会
委 員	谷 山 ユキ子	春光台公民館サークル連絡協議会
委 員	佐 藤 朋 子	春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会
委 員	富 山 幸 子	春光台地区市民委員会

「子ども支援」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「子ども支援」実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）を対象に、子どもたちの教育活動を支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「子ども支援事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「子ども支援」実施要領に基づくものとする。

2 「子ども支援」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、子どもの扱いに慣れている者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名。

(役員職務)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局職務)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は会長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 小・中学生の本事業への参加は、無料とする。

- 2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、平成29年4月17日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、令和5年6月1日から施行する。

事業計画

事業名	春光台未来プロジェクト事業
事業の目的・内容	<p>1, 事業の目的</p> <p>2020年に立ち上がった「春光台未来プロジェクト」は、少子・高齢化や人口減少の進展による地域社会の衰退に対抗し、ここ春光台に居住する、未来を築く子ども達と地域の大人達みなで協力して、将来にわたって住み心地の良い地域社会を創るために「世代を超えてつながり続ける」ことを目的に、学校運営協議会、地域住民組織、事業所、及び関係諸団体等が連携・協力し、当面2030年までのプロジェクトとして開催するものである。</p>
	<p>2, 実施内容</p> <p>対象者：高台小学校生、春光台中学校生と親御さん地域住民など</p> <p>場 所：春光台(開催場所に関しては実行委員会で決定する)</p> <p>内 容：①ゴミ拾い「エコチャレンジCLEANGO（クリーンゴ）」の実施 かか花か②小学生中学生の取組から春光台の未来を考えるイベント</p> <p style="text-align: right;">※詳細は今後の実行委員会で決定</p>
	<p>3, 事業実施主体</p> <p>春光台未来プロジェクト実行委員会（春光台SOS安心ネットワークとの共同事業）</p>
事業期間	令和8年4月10日～令和9年3月31日

令和8年度収支予算書

事業の名称	春光台未来プロジェクト事業
団体名	春光台未来プロジェクト実行委員会

(包括型補助金モデル事業)

1 収入

(単位：円)

区分	金額	収入内訳
補助金	120,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	120,000	

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	左のうち補助 対象経費	支出内訳
会場費	3,000	3,000	公民館/地区センター会場費 (イベント 2回会議3回)
通信費・郵送費	2,000	2,000	切手等
事務用品費	11,000	11,000	事務用品費 (画用紙のりハサミ等)
チラシ作成印刷	92,000	92,000	全戸配布 (配布・イベント2回)
保険料	12,000	12,000	賠償責任保険 (イベント2回)
合計	120,000	120,000	

春光台未来プロジェクト実行委員会名簿

- | | | | |
|---|-------|-------|--|
| 1 | 実行委員長 | 日向 透 | (社福) 新生会 常務理事 |
| 2 | 副委員長 | 福屋聖恵 | ふくふく家族の会会長 高台小学校PTA副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 3 | 運営委員 | 栗田克実 | 旭川市立大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授 |
| 4 | 運営委員 | 松尾彰久 | 北海道療育園専務理事・春光台SOS安心NW会長 |
| 5 | 運営委員 | 大久保義隆 | 春光台地区市民委員会副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 6 | 運営委員 | 早坂祐司 | 春光・春光台地域包括支援センター長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 7 | 監査 | 池田隆二 | 鷹の巣福祉村地区市民委員会副会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |
| 8 | 会計 | 小原陽一 | 春光台商工振興会会長 高台小学校同窓会会長 春光台まちづくり推進協議会委員 |

春光台未来プロジェクト実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「春光台未来プロジェクト実行委員会」(以下「委員会」という)と称し、事務局は春光台に置く。

(目的)

第2条 2020年に立ち上がった「春光台未来プロジェクト」は、少子・高齢化や人口減少の進展による地域社会の衰退に対抗し、ここ春光台に居住する、未来を築く子ども達と地域の大人達みな協力して、将来にわたって住み心地の良い地域社会を創るために「世代を超えてつながり続ける」ことを目的に、学校運営協議会、地域住民組織、事業所、及び関係諸団体等が連携・協力し、当面2030年までのプロジェクトとして開催するものである。

(事業)

第3条 委員会は第2条を達成するため次の事業を実施する。

- (1) プロジェクトなどを通じて地域の知見を深める。
- (2) 住み心地の良い地域社会を創る為、各種団体と連携する。
- (3) 地域社会の衰退に対抗する方策を考える。
- (4) 協力して未来を築く子ども達とつながり続ける。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地区及び鷹の巣福祉村地区の住民であること。
- (2) この目的に賛同するものであること。
- (3) 委員会が特別に認めたものであること。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

実行委員長1名、副委員長1名
運営委員若干名、会計1名、監査1名

(役員に職務)

第6条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副実行委員長は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は事業の遂行にあたる。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会の定めるもののほか、その必要事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

地域まちづくり推進事業実施計画書

事業名	春光台畑づくりプロジェクト実行委員会
	畑づくりプロジェクト推進事業
	令和8年4月1日～9年3月31日
事業の目的・計画内容	<p>1, 事業の目的</p> <p>春光台地域などの農業経験者と子供たちや親御さんたちで春から秋まで畑づくりを通じて収穫までの世話や食べ物大切さを世代間の交流の中で学びながら春光台の歴史に触れたり、豊かな自然を感じながら郷土愛を育てていくプロジェクトです。このプロジェクトを進めるにあたり北斗町内会及びフラワーロードへの協力を進めていく。</p> <p>2, 日常的活動</p> <p>畑の土起こし、種まき、苗植え、雑草抜き、石拾い、水やり、苗の支柱立て、畝起こし、草刈など</p> <p>3, 種まき、苗植え</p> <p>5月6月ころ かぼちゃ、ネギ、トマト、シシトウ、ナス、ピーマン、えんどう豆など</p> <p>4, 収穫</p> <p>収穫祭令和8年9月ころ 実り次第適時収穫、子供・地域食堂等への食材の提供</p> <p>5, 旭川郷土博物館などの見学</p> <p>6, 魚釣り大会</p> <p>7, 後片付け</p> <p>8, その他（役員会で必要と認めたもの）</p>

令和8年度収支予算書

事業の名称	畑づくりプロジェクト推進事業
団体名	春光台畑づくりプロジェクト実行委員会

1 収入

(単位：円)

区分	金額	収入内訳
補助金	60,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	60,000	

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	左のうち補助 対象経費	支出内訳
消耗品費	50,000		種、苗、肥料、石灰、ビニールシート、ひも、杭、農具、釣り具など
入館料	4,400		郷土博物館他
保険料	5,600		賠償責任保険
合計	60,000	60,000	

令和8年度

春光台畑づくりプロジェクト実行委員会

役員名簿

実行委員長	福屋聖恵	高台小学校PTA副会長 春光台まちづくり推進協議会委員
委員長代行	小原陽一	高台小学校同窓会会長 春光台まちづくり推進協議会委員
副委員長	高橋こずえ	春光台畑づくりプロジェクト
副委員長	西森菜月	春光台畑づくりプロジェクト
会計	佐藤朋子	春光台畑づくりプロジェクト
運営委員	野崎達也	春光台中学校PTA会長
運営委員	嵐 孝典	高台小学校元PTA会長
運営委員	深谷富美雄	農家
運営委員	阿部有里子	春光台畑づくりプロジェクト
監査	片山里花	春光台畑づくりプロジェクト
特別アドバイザー	福本政男	北斗町内会

春光台畑づくりプロジェクト実行委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は「春光台畑づくり実行委員会」（以下「委員会」という）と称し、事務局は春光台に置く。

(目的)

第2条 委員会は地域の方（元農業経験者や農業の知見のある方等）と子供たちや親御さんたちで春から秋まで畑づくりを通じて収穫までの過程や食べ物大切さを世代間の交流の中で学び、その間、春光台の歴史や遺産（黒曜石、矢じり、石おのに触れたり等）を体感し、豊かな自然を十分感じながら郷土愛を育んでいく。

(事業)

第3条 委員会は第2条を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 春から秋にかけ収穫までの畑づくりに関すること。
- (2) 春光台の歴史や遺産に触れること。
- (3) 自然の豊かさを感じ食べ物大切さに関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地区及び隣の樂福祉村地区の住民であること。
- (2) この目的に賛同するものであること。
- (3) 委員会が特別に認めたものであること。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

- 実行委員長 1名、
- 実行委員長代行 1名
- 副委員長 2名、
- 運営委員若干名
- 会計 1名、
- 監査 1名

(役員に職務)

第6条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 実行委員長代行は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は事業を統括する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とし就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会の定めるもののほか、その必要事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会は、令和4年5月29日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

令和8年度 春光台地域食堂事業 事業計画

1. 事業の目的

春光台地域のつながりづくり・多世代交流の促進。

協力して食事をつくる・食べることで世代間交流が自然とで生まれる。また、孤食になりがちな一人暮らしの世帯の住民にとっての健康増進をはかる。大人数での調理により緊急災害時の炊き出しのイメージがつかめる。

2. 実施内容

対象者: 地域住民、高校生・大学生等の学生、春光台に興味関心があるかた。

場所: 春光台公民館

内容: 昼食・おやつ調理と食事、昔遊びなどの交流あそび

活動日 5/31(日),8/16(日),10/25(日),1/24(日)

3. 事業実施主体

春光台地域食堂実行委員会

4. 事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和 8 年度春光台地域食堂収支予算書

事業の名称 春光台地域食堂

会場 春光台公民館

団体名 春光台地域食堂実行委員会

開催日 5/31(日),8/16(日),10/25(日),1/24(日)

1, 収入

カテゴリ	金額	内訳
補助金	180000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合計	180000	

2, 支出

カテゴリ	金額	内訳
食材費	100,000	25,000 円×4回
保険料	11,200	28 円×100 人×4 回
チラシ印刷費	24,000	6000円(2,000 枚)×4回
容器包装費	10,800	容器・割りばし・袋など
事務用品費	10,000	文具、百人一首かるた等
講師料	24,000	講師 3,000 円×2名×4 回
合計	180,000	

R8. 春光台地域食堂実行委員会委員名簿

役職	名前	所属
実行委員長	山本 幹夫	ふくふく家族の会
副委員長	福屋 聖恵	高台小 PTA 会長
会計	佐藤 朋子	ふくふく家族の会
監査	片山 里花	春光台住民
委員	若狭谷 優夏	子どもの未来を考える研究会
委員	佐々木 結咲	子どもの未来を考える研究会
委員	福屋 萌々葉	春光台中学校 2 年
委員	佐藤 心結	春光台中学校 2 年
委員	山下 孝宏	わくわく joins 代表
委員	渡辺 裕之	私立てけてけプロジェクト代表

春光台地域食堂実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、春光台地域食堂実行委員会（以下「委員会」という。）と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、学校関係者との連携の下、春光台地区及び鷹の巣福祉村地区（以下「春光台地域」という。）に住む小学生及び中学生（以下「小・中学生」という。）および地域住民を対象に、食を通して世代間交流や食育を目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は春光台地域食堂事業（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める春光台地域食堂実施要領に基づくものとする。

2 春光台地域食堂実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 春光台地域に住み、教職の経験を有する者。

(2) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

委員長1名、副委員長若干名、会計1名、監査1名。

(役員の仕事)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。

(2) 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の仕事)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

(1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。

(2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は委員長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、小・中学生たちの考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は2年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第12条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の翌年度3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

令和8年度地域まちづくり推進事業実施計画

1 事業実施者	送迎サービス実行委員会
2 事業の名称	送迎サービス事業
3 実施期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
4 事業内容	<p>1 実施の趣旨</p> <p>春光台地域では、少子高齢化が進む中で交通手段の確保が困難になり、特に高齢者で車を持たない住民が日常生活（買い物・通院など）に支障をきたしている。本事業は、地域住民が安心して暮らし続けられるよう、送迎サービスを通じて移動支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>春光台送迎サービス実行委員会</p> <p>構成メンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春光台・鷹の巣まちづくり推進協議会委員，福祉関係者，地域協力者等 <p>協力機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市地域活動推進課，市交通空港課，春光台公民館 <p>3 送迎対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春光台地域に居住する高齢者・障がい者・移動に不安のある方 ・実行委員が適当と認めた地域住民 <p>4 サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎内容：買い物，病院等への支援 ・運行日：週に何回か運行または予約制で運行 ・運行時間：2時間程度 行きと帰りの時刻を設定 ・運行範囲：春光台地域内 ・実施時期：令和8年度冬期～令和9年度夏期に実験検証を実施予定 <p>5 運行方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行形態 <ul style="list-style-type: none"> ① パターン・・・予約制の個別送迎（ドア・ツー・ドア） ② パターン・・・ルート型定期運行（乗降ポイントの設置） ・車両 バリアフリー対応のワゴン車（福祉事業者からの時間提供等） ・運転手 福祉事業者の送迎スタッフまたは地域住民ボランティア <p>6 料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 <ul style="list-style-type: none"> ① 無料，②1回ごとに100円程度の料金，③距離に応じた従量制（検討） ・割引 生活困窮世帯は免除，道路交通法などを鑑み（検討）

① 「送迎サービス」事業

令和 8 年度事業収支予算書

(収入)

(単位:円)

区分	金額	内容
補助金	20,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
計	20,000	

(支出)

(単位:円)

区分	金額	内容
印刷費	20,000	アンケート印刷代
計	20,000	

令和8年度 送迎サービス事業実行委員会委員

役職	氏 名	所 属 団 体
委員長	宮 上 憲 之	社会福祉法人北海道療育園
副委員長	小 原 陽 一	春光台商工振興会
監 事	上 森 茂	春光台地区市民委員会
会 計	横 山 孝	鷹の巣福祉村地区市民委員会
委 員	菊 地 美美恵	春光台公民館運営理事会
委 員	伊 林 幸 夫	春光台地区社会福祉協議会
委 員	山 本 勝 幸	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会
委 員	日 向 透	希望学園施設長
委 員	早 坂 祐 司	春光・春光台地区包括支援センター

「送迎サービス」実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「送迎サービス」実行委員会（以下「委員会」という。）と称す。

(目的)

第2条 委員会は、春光台地域に居住する高齢者・障害者・移動に不安のある方及び実行委員会が適当と認めた地域住民の方で、公民館、地区センター、病院、商業施設等の行き帰りの交通手段がなく、困っている方のために送迎支援することを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業は「送迎サービス事業」（以下「事業」という。）と称する。

(事業の実施)

第4条 事業の具体的実施方法は、別に定める「送迎サービス」実施要領に基づくものとする。

- 2 「送迎サービス」実施要領は、実情に合うように、委員会の検討を経て、変更することができる。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台地域に住み、福祉関係の仕事に携わる者。
- (2) 春光台地域に住む有識者で、福祉との関わりのある者。
- (3) 春光台地域以外に住むが、事業の趣旨に賛同する(1)または(2)の該当者。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、会計1名、監事1名。

(役員の仕事)

第7条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。また、会議では議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、委員会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事は、委員会の会計事務を監査する。

(事務局の仕事)

第8条 事務局は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会運営及び事業実施に関する会計事務及び庶務的な業務。
- (2) 委員会運営及び事業実施に関し、必要と思われる助言。

(会議)

第9条 会議開催は会長の裁量により、必要に応じて開催する。また、幅広く意見を集約し、高齢者の方の考え・気持ち等をも十分に斟酌する。

(委員及び役員任期)

第10条 委員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、希望により延長できる。
- (2) 役員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年度3月31日までとするが、再任を妨げない。
- (3) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加料と謝金)

第11条 地域の方の本事業への参加は、無料とする。

2 委員の本事業での活動は、原則として、ボランティアとするが、予算内で謝金を払う場合もある。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(補 足)

第13条 この会則に定める事柄の他、必要な事項については、会議においてこれを定める。

附則

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 委員会の初年度の委員及び役員任期は、第10条の規定にかかわらず、委員会の設立の日から当該年度の3月31日までとする。
- 3 委員会の初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。

附則

- 1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。